

働くものが報われる社会に

不況→賃下げ・リストラ→さらに不況の**ブラックサイクル**



安心して働いて 未来が見える**ブライトサイクル**



小畑さんの裁判でめざすもの



弁護士 谷 真介さん

小畑裕久さんは、会社が対象者を選別できる継続雇用制度で、不当に査定を下げられ、定年後の継続雇用を拒否されました。年金受給年齢が引き上げられ、高齢者雇用安定法（高年法）では65歳までの雇用が法的義務とされていますが、対象者選別制度は法の抜け穴として差別的温床となっています。小畑さんは、同じく不当に継続雇用を拒否されながら闘うことのできない数多くの労働者を代表し、裁判に立ち上がりました。

なお高年法が改正され、2013年4月以降、対象者選別制度は原則として撤廃されていますが、最賃ギリギリの低い時給で働かせるなど、さまざまな問題が生じています。

長時間労働・サービス残業をやめれば働きやすい職場になります

損保業界に特有の「労働時間制度」があります。第一に「私的時間」制度です。「私的時間」とは、喫煙、談笑、化粧直しなどの時間を言い、これが「非就労時間」として「労働時間」から除外されます。第二に「裁量労働制」の異常な広がりです。「総合職」の8割以上に「裁量労働制」が適用されている会社もあります。どちらも明らかな労働基準法違反です。

こうした違法な制度を廃止し長時間労働・サービス残業をなくせば、人員削減をやめさせ雇用を確保することができます。そして、利益最優先でなくお客さま本位の働きがいのある職場になります。

もしも退職を強要されたらこう言おう!



永久保存版 退職強要をはねかえす4か条

- 1 本人の同意なしに退職を強要はできません
「私はこの会社に残ります」この一言があなたと家族を守ります
- 2 それでも退職に同意を求められたら
「これ以上の説得や面談はやめてください」と、きっぱり!
- 3 さらに退職を迫られたら
「労働基準監督署か弁護士に相談します」とレッドカードを出しましょう
- 4 労働法は「不利益扱い」を禁止しています
ひとりで悩まずみんなで相談を
「そうは言っても、後でどうなるかが心配だ」と悩んでいる方も多いでしょう。そんな時のために、労働法には「労働者を守るルール」があります。悩んでいるのはみんな同じです。職場の仲間と相談しましょう。

お気軽にご相談ください 秘密は厳守します

小畑さんの職場復帰（損保ジャパン）を実現する会
〒541-0045 大阪市中央区道修町3-3-10 大阪屋道修町ビル3F
大阪損保革新懇気付
TEL 06-6232-1095

北大阪総合法律事務所（担当 徳井義幸弁護士・谷真介弁護士）
〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館10F
TEL 06-6365-1132

関西合同法律事務所（担当 杉島幸生弁護士）
〒530-0047 大阪市北区西天満4-4-13 三共ビル梅新5F
TEL 06-6365-8891

ブラック → やめて → ブライト に
「みんなで幸せ」の道がある!

